

知っていますか？

介護保険の知恵袋③

前回までは、公的介護保険の基本を解説してきましたが、今回は、要介護者や家族に夢を持っていただくためのヒントを解説します。

要介護状態でも楽しい旅行はできます！

特別な夢を持つ

健康だった人ならばなおさらですが、要介護状態となった時、今まで普通にできていたことが「できなくなった」と実感し、諦めてしまう人が少なくありません。そして、今まで意識していなかったことが、もう一度、実現させたいという特別な夢に変わり、その特別な夢が実現できない場合、どんな人でも気分が沈み、心を閉ざしてしまいます。

同様に家族も、正月やお盆の故郷への帰省すら諦めてしまいます。ましてや、お花見、美術館や史跡めぐり、温泉など、恒例だった家族旅行となると、「どのようにして連れて行けばいいのか」「受け入れてくれる施設はあるのか」「他人に迷惑をかけてしまうのではないかなどを考えますよね。

しかし、特別な夢が実現できるとしたら、どう

でしょうか？ その体験は、諦めていたことができる、夢が実現したという大きな喜びになり、生活にメリハリが生まれ、要介護者にとっても家族にとっても、前向きな思考になれるきっかけになるのではないのでしょうか。

トラベルヘルパーを活用しよう

近年、旅行や外出の付添いのための資格である「トラベルヘルパー資格」が注目されています。

トラベルヘルパーは、2016年3月に発表された介護保険外サービス活用ハンドブック（厚生労働省・経済産業省・農林水産省の3省連名）にも紹介された民間の認定資格で、日本トラベルヘルパー協会の試験に合格する必要がある特別な資格です。

トラベルヘルパーは、ホームヘルパーなどの介護または看護、旅程管理者等の資格を併せ持ち、介護が必要な人の旅行に同行します。様々な状況に応じて、身近な外出や介護旅行の相談から実施までをサポートし、暮らしの外出に関わるすべての支援サービスを行います。

季節や天候など旅先での環境に対応しながら、利用者



の体調に沿った旅先でのケアを行うことで、外出への「不安」や「戸惑い」や「周囲への気がね」の軽減にも役立つと思います。

介護保険外サービスの賢い利用

現在、トラベルヘルパーの利用には、公的介護保険は適用されません。

トラベルヘルパーは、バリアフリーの施設や車いすの使える宿泊先、交通機関を調べ、利用者一人ひとりに合ったサービスを提供してくれます。もちろん、旅先での車いすなどの介助、トイレ利用時や入浴時のサポート、食事のサポートなど、旅行中の様々な不安を解消してくれます。トラベルヘルパーなどの介護保険外サービスを上手に活用し、家族みんなで楽しい旅行に出かけてください。

※お住いの地域の身近な場所へ行くための方法として、各自治体に申請すれば、高齢者福祉タクシー料金助成サービスを受けられることもできます。



監修
小濱道博さん

介護事業経営コンサルタント。北海学園大学卒業後、札幌市内の会計事務所に17年勤務。2000年に退職後、介護事業コンサルティングを手がける。全国各地の自治体の介護保険課、各協会、介護労働安定センター、社会福祉協議会主催等での講師実績も多い。『介護保険外サービスのススメ』などの著書がある。